　　　私有林内の病害虫による危険木の伐採等に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、病害虫が起因となり枯損等を生じた危険木による災害の発生を予防し、森林が有する多面的機能の維持や増進を図るため、森林の土地所有者等が行う危険木の伐採や処分又は撤去（以下「伐採等」という。）を行うために必要な経費に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

（１）住宅等　人が居住又は常駐している建物（事務所等を含む）

（２）公衆用道路　一般公衆の交通の用に供する道路

（３）危険木　病害虫が起因となり枯損等を生じた、住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある木

(補助対象事業)

第３条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、私有林の土地所有者等が行う危険木の伐採等に係る事業とする。

(補助対象者)

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とし、同一年度以内にこの要綱に規定する補助金を受けていない者で、市税の滞納がない者とする。

（１）森林法第５条に基づく森林の土地所有者又は占有者

（２）前号に規定する者から危険木の伐採等の作業について、承諾を受けた者

(補助対象経費)

第５条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が危険木の伐採等を林業事業者や造園事業者等の専門的知識を有する事業者（以下「事業者」という。）に委託し、負担した費用とする。

(補助対象事業に該当する危険木)

第６条　補助金の交付の対象となる危険木は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす樹木とする。

　（１）相模原市内の森林法第５条に基づく森林の樹木

（２）胸高直径が概ね２０センチ以上かつ樹高が概ね５メートル以上の樹木

（３）病害虫が起因となり枯損等を生じ、倒木や落枝により住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木、又は病害虫が起因となり枯損等を生じ、既に倒木しており、流出等により住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木

（４）住宅等や公衆用道路から概ね５メートル以内にある樹木

(補助金の額)

第７条　補助金の額は、予算の範囲内であって、補助対象経費の２分の１以内の額とし、４０万円を上限とする。ただし、危険木を売却する場合は、補助対象経費からその売却した額を控除する。

２　補助金の額に千円未満の端数があるときは、切捨てとする。

(事前相談)

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、当該行為の内容等について、あらかじめ市長に相談するものとする。

(交付申請)

第９条　規則第４条第１項に規定する申請は、前条の規定による事前相談の後、補助事業の開始前に速やかに行わなければならない。

２　規則第４条第１項の補助金等交付申請書は私有林内の病害虫による危険木の伐採等に係る補助金等交付申請書（第１号様式）とする。

３　規則第４条第１項第５号のその他市長が必要と認める書類は、以下の書類とする。

（１）伐採等を請け負う事業者が発行した見積書

（２）危険木の伐採等に関する承諾書（第２号様式）(第４条第２号の補助対象者が申請する場合)

（３）証明書及び同意書（第３号様式）

(申請の取下げ)

第１０条　規則第７条第１項の市長の定める期日は、補助金等交付決定通知書を受理した日から１０日を経過した日までとする。

(実績報告)

第１１条　規則第１４条第１項の規定による実績報告は、補助事業の完了後速やかに行わなければならない。

２　規則第１４条第１項の補助事業等実績報告書は、私有林の病害虫による危険木の伐採等に係る補助事業等実績報告書（第４号様式）とする。

３　規則第１４条第１項第３号の市長が必要と認める書類は、以下の書類とする。

（１）伐採等の委託に要した経費の支払いを証する領収書等の写し

（２）危険木の伐採等を行った状況が分かる写真

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。